第一条の七第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は
二	第十九条第二項	都道府県の	町村の

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
六	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項	都道府県である	町村である
		指定市である	市町村（町村を除く。）
		都道府県の議会に	都道府県又は町村若しくは
		指定市の議会に	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である
		指定市以外の市の議会に	都道府県又は町村若しくは
		指定市以外の市である	市町村（町村を除く。）
七	第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	都道府県の議会に	都道府県又は町村若しくは
		指定市の議会に	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である
八	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	都道府県又は町村若しくは
		市（指定市を除く。）町村	市（指定市以外の市を除く。）町村
九	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県
		当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市
十	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市以外の市で当該国道の所在するもの
		当該国道の所在する指定市	指定市以外の市で国道の所在するもの
十一	第五十条第七項	国道の所在する都道府県	都道府県
		関係都道府県	都道府県又は町村若しくは
		指定市及び関係都道府県	指定市以外の市及び関係都道府県
十二	第五十三条第二項	当該都道府県	都道府県又は町村若しくは
		当該指定市	当該指定市以外の市
十三	第九十四条第五項	都道府県である	都道府県又は町村若しくは
		指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である
十四	第九十六条第二項	都道府県の知事	都道府県又は町村若しくは
		指定市の長	指定市以外の市の長

第一条の七第三項から第五項までの規定中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで、第二十条第一項	道路管理者	道路管理者又は都道府県
二	第十八条第一項	第十六条又は	第十六条若しくは
		道路管理者」という	道路管理者」という。）又は都道府県（以下「道路管理者等」と総称する
		決定して	決定し、道路管理者は
三	第十九条の二第一項	道路管理者及び	道路管理者又は都道府県及び
四	第十九条の二第一項、第二項及び第四項、第五十四条の二第一項及び第四項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者等
五	第十九条の二第三項、第五十四条の二第三項	一とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	の一とあるのは「共用管理施設」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は
六	第十九条の二第五項	共用管理施設関係道路管理者の	共用管理施設関係道路管理者等の
		共用管理施設関係道路管理者は	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は